

大磯町土地埋立て等規制条例

(目的)

第1条 この条例は、大磯町の環境を保全するため、土砂等による土地の埋立て、盛土若しくは土砂等のたい積又は切土による環境の破壊を防止するための必要な規制を行うことにより、良好な環境を確保するとともに災害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂、砂利、岩石等で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土若しくは土砂等のたい積又は切土をいう。
- (3) 事業主 埋立て等に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら当該工事を施行する者をいう。
- (4) 工事施行者 事業主と請負契約により埋立て等の工事を請け負った者又はその下請者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業主及び工事施行者（以下「事業者」という。）は、埋立て等に係る工事を施行するに当たり、その事業及び工事方法の概要等について、周辺住民に対して周知するように努めなければならない。

2 事業者は、埋立て等に係る工事を施行するに当たっては、この条例の目的を理解し、本町が行う諸施策に積極的に協力して環境の保全及び災害の予防に努めなければならない。

3 事業者は、埋立て等の工事に伴って周辺住民に対する生活妨害等を生じさせたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

(財産権の尊重)

第4条 町長は、この条例を適用するに当たって、事業主の所有権その他の財産権を尊重するよう配慮しなければならない。

(埋立て等の許可)

第5条 事業主は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該埋立て等に係る工事に着手する前に、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 埋立て等に係る土地の面積が500平方メートル以上となるもの
- (2) 埋立て等に係る土地の面積が300平方メートル以上500平方メートル未満のもののうち、埋立て等に係る土地に隣接する土地において、その埋立て等の工事に着手する日前1年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合は、そ

の面積の合計が500平方メートル以上となるもの

(3) 盛土若しくはたい積又は切土の高さが1メートル以上となり、かつ、その盛土若しくはたい積又は切土に係る土砂等の量が500立方メートル以上となるもの

2 埋立て等の規模が第1項各号のいずれかに該当し、かつ、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項に規定する農地の転用又は同法第5条第1項に規定する農地等の権利移動に伴って行われる農地等の転用の内容となる時、又は森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可を要するときは、それぞれの規定による許可を受け、又は届出を行うとともに、埋立て等の許可を受けなければならない。

（許可の適用除外）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する埋立て等については、埋立て等の許可を受けることを要しない。

(1) 前条第2項の規定以外の他の法令（条例を含む。）の規定による許可、認可等を受け、又は届出等をして行う埋立て等

(2) 国、神奈川県その他公法人が行う埋立て等

(3) 風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合の埋立て等

（許可申請の手続）

第7条 埋立て等の許可を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

(2) 埋立て等の目的

(3) 埋立て等に係る土地の位置

(4) 埋立て等に係る土地の面積

(5) 埋立て等に係る土砂等の量

(6) 盛土又は切土の高さ

(7) 埋立て等の工事期間

(8) 埋立て等の設計

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する申請書には、埋立て等に係る土地の位置図、登記簿謄本及び規則で定める書類を添付しなければならない。

3 埋立て等の許可を受けようとする者は、土地に係る権原が所有権以外の権利であるときは、その土地の所有者との共同により申請して、埋立て等の許可を受けなければならない。

4 第2項に規定する書類のほか、前項の場合における所有権以外の権利については、権利の存在を証する契約書等の写しを第1項に規定する申請書に添付しなければならない。ただし、他の適切な方法により、その権利の存在を証することが

できるときは、この限りでない。

(許可の基準)

第8条 町長は、埋立て等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る埋立て等が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、埋立て等の許可をしてはならない。

(1) 埋立て等に係る区域及び周辺の地域における自然環境を保全するため、樹木等の植栽、保存等の必要な措置が講じられていること。

(2) 埋立て等に係る区域の周辺地域の生活環境を保全するため、騒音、振動、粉じん、水質汚濁等の防止について必要な措置が講じられていること。

(3) 埋立て等に係る区域及び周辺の地域に、いつ水、土砂等の流出等が発生しないようにするために、防災上必要な措置が講じられていること。

(4) 埋立て等の工事に伴う事故を防止するために必要な措置が講じられていること。

2 前項各号に掲げる基準を適用するために必要な事項は、規則で定める。

(許可の条件)

第9条 町長は、第5条第1項の埋立て等の許可をするに際して、環境の保全及び災害の防止上必要な条件を付することができる。

(許可又は不許可に係る標準処理期間)

第10条 第7条第1項に規定する申請書が提出されてから、その申請に対する許可又は不許可の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、その申請書が提出された日の翌日から起算して45日を経過する日とする。

(許可又は不許可の通知)

第11条 町長は、埋立て等の許可の申請について、許可又は不許可の処分をするときは、申請をした者に対して文書により通知しなければならない。この場合において、不許可の処分をするときは、処分の理由を明記しなければならない。

(標識の設置)

第12条 事業主は、埋立て等の許可を受けた後その工事が完了するまでの間、町が指定した当該埋立て等に係る土地に規則で定める標識を設置しなければならない。

(変更の許可等)

第13条 事業主は、第7条第1項第3号から第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定める変更申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。

2 事業主は、第7条第1項第1号、第2号及び第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を町長に届け出なければならない。

3 第8条及び第9条の規定は、第1項の規定による許可について準用する。

4 第1項に規定する申請書が提出されてから処理を要すべき標準的な期間は、申請書が提出された日の翌日から起算して15日を経過する日までとする。この場合における次条、第17条、第18条及び第21条の規定の適用については、第1項の規

定による変更許可又は第2項の規定による変更届出に係る内容を埋立て等の許可の内容とみなす。

(許可に基づく地位の承継)

第14条 事業主について相続、合併又は営業譲渡(次項において「相続等」という。)があったときは、相続人又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人又は営業譲渡を受けた法人は、その事業主が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 事業主から埋立て等に係る土地の所有権その他当該埋立て等を行うことができる権原を取得した者(相続等により取得した者を除く。)は、その旨を町長に届け出てその事業主が有していた埋立て等の許可に基づく地位を承継することができる。

3 事業主が有していた埋立て等の許可に基づく地位を第1項の規定により承継した者は、その承継した日から起算して10日以内に、又はその地位を前項の規定により承継しようとする者は、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第15条 町長は、事業者に対して、この条例の施行のために必要な限度において、埋立て等の工事の状況その他必要と認める事項に関して報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により町長から報告を求められたときは、その日から起算して5日以内に報告しなければならない。

(立入調査)

第16条 町長は、埋立て等の許可(変更許可を含む。)を行うか否かの審査又は埋立て等に係る工事の状況確認若しくは第22条第2項に規定する検査のために、職員を埋立て等に係る区域の土地に立ち入らせて調査させることができる。

2 前項の規定より立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、土地所有者等の関係者から請求があったときは提示しなければならない。

(措置命令)

第17条 町長は、埋立て等の工事が埋立て等の許可の内容に適合していないと認めるときは、事業者に対して当該工事の全部若しくは一部を停止し、又は相当の期限を定めて、埋立て等の許可の内容に適合させるために必要な措置を講じるように命令することができる。

(許可の取消し等の処分)

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、埋立て等の許可を取り消し、又は埋立て等の工事の全部若しくは一部の停止を命じるものとする。

(1) 第13条第1項に規定する変更許可を受けず、第7条第1項第3号から第8号までのいずれかに規定する事項を変更した事業者

(2) 第13条第2項に規定する変更届出を行わず、第7条第1項第2号又は第9

号に規定する事項を変更した事業者

(3) 埋立て等の許可を受けず、埋立て等を行った者（その工事を請け負った者又はその下請者を含む。）

(4) 偽りその他不正な手段により埋立て等の許可（変更許可を含む。）を受けた者

2 町長は、第8条第1項各号に掲げる基準に適合する埋立て等を行わず、若しくは埋立て等の許可に付した条件を実施しない事業主に対して、埋立て等の許可を取り消し又は相当の期限を定めて、同号に掲げる基準に適合させるために必要な措置を講ずべき旨若しくはその許可に付した条件を実施すべき旨若しくは原状回復の措置を命じ、又は原状回復することが著しく困難である場合に、相当の期限を定めてこれに代わるべき必要な措置を講ずべき旨を命じるものとする。

3 第7条第3項に該当する場合、埋立て等に係る土地が共有である場合等の理由により事業主が2者以上であり、それらの者に対して前2項の規定による処分を行おうとする場合で、住所又は居所の不明な者があるときは、それが明らかかな者に対して処分を行うことによりその効力を生じるものとする。この場合において、その処分を受けた者は、その処分の全部について責任を負わなければならない。

（違反事実の公表）

第19条 町長は、第18条第1項又は第2項の規定による埋立て等の許可取り消し等の処分に従わない者があるときは、その氏名又は名称及び処分の内容を公表することができる。

（廃止の届出）

第20条 事業主は、埋立て等の工事を廃止したときは、その廃止した日から起算して7日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。この場合において、当該工事が着手されている埋立て等については、原状回復を原則とする。

（完了の届出）

第21条 事業主は、埋立て等の工事が完了した日から起算して7日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

（完了の検査）

第22条 町長は、前条の規定による届出があったときは、当該工事が埋立て等の許可の内容に適合しているかどうかについて、その届出を受けた日から起算して7日以内に検査しなければならない。

2 町長は、前条の届出に係る検査を行った場合で、埋立て等の工事が埋立て等の許可の内容に適合していると認めるときは、合格した旨を事業主に対して文書により遅滞なく通知しなければならない。

（委任）

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第24条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処

する。

(1) 第5条第1項又は第13条第1項の規定に違反して、埋立て等を行った者

(2) 第17条又は第18条第1項の規定による命令に違反した者

2 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の規定による標識を設置しない者

(2) 第13条第2項、第14条第3項、第20条又は第21条に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第15条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第16条第1項に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に工事が着手された埋立て等については、この条例の規定は、適用しない。

(施行日前に工事が着工された埋立て等の取扱い)

3 町長は、前項の規定によりこの条例の規定が適用されない埋立て等について、この条例の目的を達成するために、埋立て等を行う者と協議して、その同意を得て必要な措置を講じることができる。